令和3年10月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。 (午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

表谷 茂浩 1番 2番 中 谷 松 助 3番 福 田 晃悦 4番 稲 尚 健太郎 5番 南 正 紀 6番 強 寺 井 7番 堂 下 健 8番 南 政 夫 9番 敏明 越 後 10番 中 正 文 田 11番 冨 澤 軒 康 12番 櫻 井 俊 13番 林 一 夫 14番 久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長 小 泉 勝 副 町 長 庄 田 義 則 育 教 長 間 嶋 正 剛 参 与 E 新 田 辰 総務課 長 濱 村 大 富来支所長 行 関 田 勝 企画財政課長 下 光 雄 山 情報推進課長 今 村 浩 税務課長 中 田 龍 住民課課長 清 孝 西 健康福祉課長 村 井 直 環境安全課長 宮 下 隆 商工観光課長荒川仁農林水産課長大谷清樹まち整備課長吉村満富来病院事務長藤井専会計管理者(会計課長)平井清学校教育課課長徳楽

生涯学習課長 大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長出 崎 茂 男議会事務局参事徳 田 敦 史議会事務局主幹坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第1号ないし 第9号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長追加提出 同意 3 号ないし第 5 号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第4 議員提出 発議第3号及び第4号(趣旨説明、質疑、委員会付託、 討論、採決)
- 日程第5選挙管理委員会及び同補充員の選挙
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南正紀議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 町長提出 承認第12号、議案第38号及び第49号(委員長報告、質疑、討論、採 決)

南正紀議長 次に、町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第49号及び認定第1号ないし第9号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案3件について、10月6日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第46号 志賀町過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における産業振興の促進を図るため、固定資産税の課税の特例について新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、対象業種などに関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第48号 志賀町大島キャンプ場条例の一部を改正する条例については、施設の有効利用や利用者の幅広い活動に資するため、利用形態に基づく料金設定等について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、直近の利用状況や料金の算定根拠などの質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第49号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例については、施設の有効利用や利用者の幅広い活動に資するため、利用対象施設の追加及び利用形態に基づく料金設定等について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、料金の徴収方法や直近の利用状況などについての質問がなされ、担当課から詳細な説

明を受けております。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案1件について、去る10月7日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第47号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行元となり、当該機構が行政手数料額を定めるものと規定されたため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

委員からは、改正による住民負担の影響などについての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和3年度一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認1件、令和3年度各会計の補正予算にかかる議案8件及び令和2年度各会計決算にかかる認定9件について、去る10月8日、12日、13日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、認定第1号については、賛成多数、その他の案件については、全会 一致により、可決または認定すべきものと決した次第であります。 町執行部におかれましては、令和3年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度の予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許 します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は認定第1号 令和2年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、については、反対の立場から討論を行います。

令和2年度志賀町一般会計歳入歳出決算には、多くの町民の立場に立った積極的な施策・執行がありました。

一方で、多くの国民が求めている原発ゼロに対し、任意の原発推進団体である 志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助、新型コロナ対策で町独自の一人 2万円特別定額給付金の原資の一部に町役場職員の給料一部カット分が含まれて います。

また過度な競争を助長すると思われる小中学校での学力テスト委託料等がありました。

よって、私はそれらにつきまして賛同できませんので認定第1号 令和2年度 志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、については反対とさせて頂き、私の 反対討論とさせていただきます。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第 12 号 専決処分の承認について(令和 3 年度志賀町 一般会計補正予算(第 2 号))を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

南正紀議長 続いて、町長提出 議案第38号 令和3年度志賀町一般会計補正予算(第3号)) についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

南正紀議長 続いて、町長提出 議案第39号 令和3年度志賀町国民健康保険特別会計

補正予算(第1号)についてないし第45号 令和3年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第46号 志賀町過疎地域持続的発展支援のための固定 資産税の課税の特例に関する条例についてないし、議案第49号 能登リゾートエ リア増穂浦条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 令和2年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定 についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 令和2年度志賀町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定についてないし第9号 令和2年度志賀町立富来病院事業会計決算 認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 町長追加提出 同意第3号ないし第5号(提案理由説明、質疑、委員会付託、 討論、採決)

南正紀議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第3号ないし第5号を 一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 去る9月28日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認め いただいた教育委員会の人事案件にかかる同意3件について、その概要をご説 明申し上げます。

> 同意第3号 志賀町教育委員会教育長の任命については、本年10月21日を もって任期満了となる福浦港の間嶋正剛氏を、引き続き、志賀町教育委員会教育 長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

> 同意第4号及び同意第5号については、いずれも志賀町教育委員会委員の任命 についてであります。

> 同意第4号については、本年 10 月 21 日をもって任期満了となる貝田の髙野正人氏に代わり、大坂の高橋淳子氏を新たに教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第5号については、本年 12 月 13 日をもって任期満了となる中山の尾田 喜久男氏を、引き続き、教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求める ものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なる ご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

南正紀議長 説明を終わります。

.....

南正紀議長 お諮りします。

各件につきましては、人事案件に付き、この際、質疑、委員会付託及び討論を 省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

各件の採決は、起立によって行います。

まず、町長追加提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町福浦港浦の95番地間嶋正剛氏の志賀町教育委員会教育長の任命 につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

南正紀議長 教育長が発言を求めておりますので、これを許可します。

間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 再任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今ほど議会のご同意をいただきまして、教育長に再任いただき身が引き締まる 思いでございます。これまでの3年間をしっかりと統括をいたしまして、まだま だコロナ禍の中の生活でございますので、子ども達の健やかな学びと安心安全を 最優先にいたしまして、職務に誠心誠意しっかりと取り組んで参りたいと存じま す。

今後とも議会の皆様におかれましてはご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げまして簡単でございますけれどもご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

南正紀議長 続いて、町長追加提出 同意第4号を採決します。

本件は、志賀町大坂ムの30番地高橋淳子氏の志賀町教育委員会委員の任命につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

南正紀議長 続いて、町長追加提出 同意第5号を採決します。

本件は、志賀町中山ルの203番地尾田喜久男氏の志賀町教育委員会委員の任命 につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第4 議員提出 発議第3号及び第4号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採 決)

南正紀議長 次に、本日、冨澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について及び表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療提供体制の確保・充実を求める意見書についてを、一括して議題とします。

両案の提出者から、順次、説明を求めます。

11番 富澤軒康君。

冨澤軒康議員 はい。

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に 甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、 地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面 をしております。

このような状況において、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はも とより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現 とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、地 域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等 の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

よって、国におかれましては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、以下の事項を確実に実現されるよう強く要望をいたします。

令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう 実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経 費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされない よう、十分な総額を確保すること。

固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられてきた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

令和3年度税制改正により講じられてきた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨

炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税

時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご 理解され、ご賛同いたしますようお願い申し上げまして、本件の趣旨説明といた します。

南正紀議長 1番 表谷茂浩君。

として地方に税源配分すること。

表谷茂浩議員はい、議長。

趣旨説明。発議第4号、今回提出しました、新型コロナウイルス感染症対応を 踏まえた地域の医療提供体制の確保・充実を求める意見書について説明いたしま す。

地域の医療提供体制については、各都道府県において医療計画を策定し、必要

となる医療機能や各医療機能を担う医療機関等を定めるなど、医療連携体制の構築に向けた取り組みを進めるとともに地域医療構想を策定し、病床機能ごとに、2025年の医療需要と病床の必要量を推計した上で、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取り組みを進めているところであります。

こうした計画等は、今般の新型コロナウイルス感染症のような一般の医療に大きな影響が及ぶ新興感染症の感染拡大時における医療提供体制を勘案し策定されたものではなく、平時の医療需要に対応した医療資源の適正配置に向けた取組を進めるものであります。

石川県では、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に当たって、感染症病床のほか、感染防止対策を講じつつ一般病床を感染症病床に転用し、患者の受入を行っており、一般医療の提供体制に大きな影響が及んでいるところであります。

しかしながら、中長期的には人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、労働力人口の減少により医療人材の確保の面での制約が一層厳しくなると見込まれているため、今取り組むべきは、将来の医療ニーズを見据えつつ、感染拡大時における医療需要に対応できる質の高い効率的な医療提供体制の構築であります。

よって、国におかれましては、地域医療の構想など地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向けた取組を進めるに当たって、新型コロナウイルス感染症対策に支障がないよう、地域医療構想について慎重な対応を図るとともに、感染症対応を勘案し、医療機能を適切に発揮できる病床の確保や、それに見合う医療人材の確保等の観点から施策を講じるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により志賀町議会は、国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、町民の生命にかかる重要な要望案件と提案趣旨を ご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、以上、本件の趣旨説明と いたします。

南正紀議長 説明を終わります。

.....

(質 疑)

南正紀議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

.....

(委員会付託省略)

南正紀議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 わたしは議員提出 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処 し地方税財源の充実を求める意見書については反対の立場から、そして発議第 4号 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療提供体制の確保・ 充実を求める意見書については賛成の立場から討論を行います。

まず発議第3号であります。地方財源の十分な確保・拡充を求めることは切実な要望であり正当性あるものと思います。ただその財源はやはり応能負担の原則に則り超富裕層や大企業への優遇税制を廃止・縮小し、法人税率を中小企業を除いて安倍政権以前の28パーセントに戻すなどして確保すべきであり新型コロナ対策等でのあれこれの軽減措置はなくすべきではないとの立場から発議第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書には反対とさせていただきます。

次に発議第4号についてであります。国の地方での公的・公立病院統廃合や 病床削減を求める地域医療構想には当然賛成できませんが、富来病院ではすでに 地域の現状を見据えた改革実行で立派に押し返しています。また今次コロナ禍にも対応して地域医療の砦としてがんばっています。したがって新型コロナなど今後の感染症対応を踏まえた国の医療支援拡充を求める発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療提供体制の確保・充実を求める意見書には賛成とさせていただき、私の反対と、賛成の討論といたします。

ありがとうございました。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税 財源の充実を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第4号 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地域の医療提供体制の確保・充実を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-14-

日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

南正紀議長 次に、選挙管理委員会委員 及び 同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現任の委員4人及び補充員4人が来たる10月25日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものであります。

まず、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙すべき数は、4人であります。

南正紀議長 お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、志賀町給分ホの6番地2山本政直氏、志賀町大笹9の185番地堤谷一博氏、志賀町福井ロの22番地岡田信尚氏、志賀町富来領家町ニの67番地松村俊昭氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙すべき数は、4人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと 思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

志賀町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位志賀町笹波カの 78 番地平井清 氏、第2順位志賀町高浜町ノの 36 番地 206 岡部亮氏、第3順位志賀町地保ニの 112 番地関田勝行氏、第4順位志賀町直海ムの 27 番地大畑喜代志氏、以上の方 を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人 と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

南正紀議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南正紀議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和3年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時44分 閉会)

議長報告

- 議長報告第20号
 例月出納検査の結果について (令和3年9月27日実施)
- 2 議長報告第21号陳情について
- 3 議長報告第22号 委員会審査報告書
- 4 議長報告第23号 閉会中の継続調査について
- 5 議長報告第24号 入札結果報告 (令和3年9月29日 6件) (令和3年10月14日 11件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

南 正 紀

志賀町議会副議長 福田 晃悦

志賀町議会議員 表谷 茂浩

志賀町議会議員 中谷 松助